

入学準備金（新入学児童学用品費等）を支給します

銚子市教育委員会

経済的な理由で義務教育に必要な学用品費や給食費などの支払いにお困りの方を対象に、入学準備金（新入学児童学用品費等）を支給します。

入学準備金を受けるためには、申請手続きが必要になります。

申請のめやす、申請手続きなどは、次のとおりです。

1 申請のめやす

平成30年度に次のいずれかにあてはまる方

- ア. 生活保護が停止または廃止になった
- イ. 市民税が非課税または減免の扱いを受けた
- ウ. 個人事業税の減免の扱いを受けた
- エ. 固定資産税の減免の扱いを受けた（家屋新築の減免を除く）
- オ. 国民年金の掛金の減免又は国民健康保険料の減免または徴収の猶予の扱いを受けた
- カ. 児童扶養手当（児童手当は除く）が支給された
- キ. 世帯更生貸付補助金による貸付けを受けた
- ク. 失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者または職業安定所登録日雇労働者である
- ケ. 上記ア～クまでに該当しないが、保護者の死亡、災害等の経済的な理由により、児童が就学困難となる特別な理由がある場合

2 申請手続き等

(1) 持参するもの

- ア 印鑑（朱肉を使用するもの）
- イ 上記1が確認できる書類（例：カの場合は、児童扶養手当の証書など）
- ウ 振込口座の通帳又はキャッシュカード（保護者名義の口座に限ります。）

(2) 受付期間・受付時間

平成30年12月3日（月）から平成30年12月28日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

上記期間の午前8時30分から午後5時まで

(3) 申請書の提出先

銚子市教育委員会学校教育課（銚子市役所4階）

※ 入学先の小学校では受け付けませんので、ご注意ください。

(4) 申請手続き

学校教育課備付けの申請書を記入し、上記1が確認できる書類を添付

3 その他

- (1) 既に年長の児童生徒分で、就学援助費を受給している方も改めて申請手続きが必要です。
- (2) 申請の内容により、他の書類の提出を求められることがありますので、ご了承ください。
- (3) この入学準備金は、これまで就学援助制度における新入学児童学用品費等として入学後に支給していたものを入学前に前倒しし、支給するものです。
- (3) 入学準備金の支給は、平成31年2月上旬を予定しています。受付期間を過ぎても申請を受付けますが、支給時期が遅れることとなりますので、早めの申請をおすすめします。

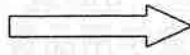
入学準備金申請から支給までの流れ

【保護者】

【教育委員会】

平成 30.12.3～平成 30.12.28

申請書類提出



申請書類受付



平成 31 年 2 月上旬

支給決定通知受領・
入学準備金受領
(口座振込)



平成 31 年 1 月中旬

申請書類審査・
支給決定通知発送
指定口座へ振込